

1998 年度定期研究会報告（要旨）

第1回

日 時 1998 年 5 月 16 日(土)

場 所 国際問題研究所

報告者 緒形 康（現代中国学部教授）

テーマ 「現代中国における《法律解釈》をめぐる諸問題」

本年の6月26日に中国の全国人民代表大会常務委員会は、1月に香港最高裁が行った中国大陸内の香港永住民子女の香港永住権に関する決定を無効として、香港永住民子女の大陸移住権を大幅に制限する議案を可決した。その法的根拠となったのは、香港最高裁に代わって全人代に『香港特別行政区基本法』の最終解釈権があるとする、1981年の「法律解釈」に関する決議である。

同決議は、法律・法令条文の「より明確な定義」と「補充規定」を全人代常委会の「解釈」もしくは「追加法令規定」に委ね（これを「立法解釈」と呼ぶ）、あわせて最高人民法院・最高人民検察院による「司法解釈」、國務院及び同主管部門の「行政解釈」、各省・自治区・直轄市人民政府による「立法・行政解釈」の原則を明記したものである。

その特徴は、①法律解釈が法律制定権、法律施行権と並ぶ単一の権力として、裁判や紛争の具体的な過程、裁判官が下す個々の判決から独立している、②立法権と立法解釈権が全人代常委会という同一の権力機関で行使され、法執行の監督が司法過程ならぬ立法過程の中で処理される、③司法機関と行政機関がそれぞれ「司法解釈」と「行政解釈」の権限を有することで司法権と立法権、行政権と立法権を同時並行的に行使できる、の3点に要約できよう。

改革開放後の一連の政治体制改革において、党と中央政府は西側諸国の「三権分立」体制とは異なる「中国的な特色を持った」法治改革を推進してきたが、「法律解釈」を司法機関のみに委ねる

のではなく、立法・行政・司法の各機関がそれぞれの領域で担ってゆくあり方には、「議行合一」を至上価値とする中国法の理念が集約されている。ただ問題は、今回の香港最高裁と全人代の解釈の相違にも露呈されたように、法定解釈における「より明確な定義」や「補充規定」が、単なる定義や補充にとどまらない新たな法体系の創造として、「法律解釈」の範疇を逸脱するのを法的に阻止する手立てが、現在の中国法そのものに欠如していることだろう。

本年6月の「法律解釈」は、香港返還後の法治面での「一国二制度」のあり方を検証する事例として幅広い注目を集めたが、問題の根幹は実は、以上に見たような「法律解釈」をめぐる中国法の理念そのものにあると言わねばならない。

第2回

日 時 1998年7月25日(土)

場 所 国際問題研究所

報告者 山内麻紀子(国際連合大学学術部門プロジェクトアシスタント)

テーマ 「国際環境条約について」

—国連気候変動枠組条約の履行確保措置を中心に—

発表の全体像

- I 環境条約の遵守・実効性・効果的实施
- II 環境条約の遵守制度(モントリオール議定書を参考に)
- III 気候変動条約の義務と遵守制度(報告制度、詳細審査制度及び不遵守対応手続)
- IV 京都議定書

まとめ

国連気候変動枠組条約(FCCC)で採用されている遵守制度、具体的には通報・詳細審査制度・不遵守対応制度の検討と、条約を実施する上で重要な意義を有する国内政策と措置を促進するため

にとられている条約上の措置の検討を通じて、同条約が効果的に実施されているかについて発表を行なった。加えて、採択された議定書の内容を踏まえ同条約・議定書の効果的実施措置の特徴を示した。

条約の適用に関する伝統的概念としては、「実施」、「遵守」、「実効性」があるが、多くの環境条約が科学的不確実性等により最低限の義務や枠組的な義務しか定められない状況を考慮すると、条約上の義務の遵守だけでは条約の背景にある問題解決や目的達成には不十分であるといえる。そこで、義務の遵守に限らない「効果的実施」が意義ある概念として登場してきた。

多くの環境条約で採用されている報告制度、検討制度、不遵守対応制度を取上げ、これらの制度の一般的特徴、すなわち、それぞれ比較性の維持・提出期限の遵守、不遵守の特定、非対立的手続の活用等といった点が FCCC 遵守制度にも具体的視点としてあてはまる。

FCCC は枠組条約ゆえに具体的な義務はなんら定められていないが、その目標達成に向けて温室効果ガスの国家目録と各国の政策と措置に関する通報制度の充実がみられる。通報に対する詳細審査制度は、専門家チームによる透明性の高い手続を採用しており機能的に働いている。不遵守対応制度については、京都議定書でその位置づけがより明確になったものの、具体的な発展は今後に残されている。

FCCC と国内政策との関係については、「政策と措置」の問題として、締約国の提案にみられる法的拘束力に関わる議論や、報告書ガイドラインで発展が見られるように、意識的な取組みがみられている。

第3回

日 時 1998年12月5日(土)
場 所 国際問題研究所

報告者 古森利貞（現代中国学部教授）

テーマ 「外務省外交史料館の沿革と機能について」

外務省外交史料館（本館）は、1971年4月東京都港区麻布台の飯倉公館の敷地内に開設され、88年7月吉田茂記念財団の寄贈により別館が開設された。

外務省は1924年外交文書編纂の準備を始め、36年6月より「日本外交文書」の刊行を開始し、98年7月までに184冊を発刊した。戦後、外務省内に保管されている外交文書の公開に対する要望の高まりに応じて、戦前の外務省記録は58年に一括公開された。また、戦後の外交記録についても30年を経過したものは国益あるいは個人の利益を損なう恐れのあるものを除いて審査の上公開されることとなり、76年5月より98年6月までに13回の公開が行われた。これらの史料は内外の日本外交史研究に裨益し関係者から高い評価を受けてきた。

外交史料館に保管されているのは、外務省創立以来第2次世界大戦終了まで約80年間の外務省記録のファイル約4万8千冊、幕末の外交関係重要史料集である「通信全覧」320巻と「続通信全覧」1784巻、戦前期に締結された条約書約600件、世界各国の元首・首相などから送られた国書・親書約1100通、吉田茂関係資料約320点などである。戦前期のものは原則として原史料をそのまま、また戦後史料についてはマイクロフィルムで閲覧に供している。

外交史料館は内外各方面からの史料・事実関係の照会に対して可能な限り調査・回答しており、毎年度「日本外交文書」1～2冊と「外交史料館報」を刊行しているほか公開講演会や研究会を開催し、また諸団体からの要望に応じて同館所蔵の各種史料を出陳し、更にテレビや新聞社などマスコミからの取材に対しても積極的に協力している。

別館2階の展示室には、吉田茂元総理の遺品や史料館所蔵の貴重な写真や史料が展示してあり、大学生・大学院生が指導教授の引率で授業の一環として来館するばかりでなく、小中学生の社会

科の課題研究、卒業旅行で上京する地方高校生や高齢者の団体見学などあらゆる世代から親しまれている。

第4回

日 時 1999年2月24日(水)
場 所 国際問題研究所
報告者 今井理之(現代中国学部教授)
テーマ 「中国経済動向と人民元の行方」

最近の中国経済

92年から97年までの中国経済は、92～94年の経済加熱を沈静化させ、インフレを抑制していくプロセスで、基本的には引き締め基調の政策であった。この間、95年9月の第14期6中全会と96年3月の全人代で第9次5ヶ年計画と2010年までの長期目標が出た。そのときに「2つの転換」、すなわち、伝統的計画経済体制から社会主義市場経済体制への転換、粗放型経済成長方式から集約型成長方式への転換、という大きな方向が打ち出された。さらに、97年9月の第15回党大会では「改革の深化と構造調整の強化」の方針が採択された。

96年までにインフレ抑制目標がほぼ達成された。97年は成長率8.8%、小売物価上昇率0.8%までに景気をスローダウンさせてきた。しかし、98年は8%の成長目標にたいして7.8%と、予想を上回る経済の後退がみられたため、年度途中で財政出動という大きな政策転換を行った。

中国経済の新しい特徴、傾向としては、まずデフレの傾向がある。98年に物価は前年比マイナス2.6%となったが、マイナスというのは、改革・開放後初めてである。次に、供給力の過剰化を指摘できる。96年以降、急速に供給過剰の経済へ変わってきている。投資主体の変化を見ると、以前中国経済を引っ張ってきた非国有部門、個人企業や私営企業、外資系企業の投資ウエイトが減り、国有部門の投資が多くなってきた。金融リスクの表面化も大

きな問題となっている。多額の貿易黒字と直接投資流入は継続しているため、国際収支は経常収支・資本収支が共に黒字（双子の黒字）となっている。人民元を切り下げないのは双子の黒字の存在が基本的な要因になっている。

経済後退の要因としては、98年の改革の深化と経済構造調整の強化の影響によって、消費、投資が不振に陥っていることが挙げられる。消費環境を見ると、個人所得が95年ぐらいまでの伸びから大幅に落ちてきている。他方、社会保障関係を含めた様々な費用負担などが増えている。さらに、余剰人員整理の中での解雇、あるいは一次帰休者が増えているため将来不安になり、消費が伸びなくなっている。他方で、貯蓄は昨年の場合17%も伸びており、消費の6.8%程度の伸びと対照的である。

投資については、企業経営の悪化が影響している。昨年の上期、特に企業経営が悪化した。国有企業の56%が赤字になっている。また、市場経済の浸透で、銀行の貸し渋りや企業の借り渋りなどがある。したがって、公共投資に力を入れるしかなく、昨年、財政出動で公共投資に力を入れたのは、そのような背景からである。

現政権は構造調整の継続へのコミットは変えていない。今年の成長も7%と、昨年の実績(7.8%)をさらに下回る目標を設定している。金融については、昨年金利を1年間で3回も引き下げるといふ、かつてない緩和政策を打ち出したが、余り効き目は出ていない。財政面では、昨年下半年に、1,000億元の国債を出し、そこで調達した資金の半分を昨年使い、残りの半分を今年使うということになっているが、この効果も上期までしかもたず、下期になると経済はさらに悪くなるのではないかと、この見方もある。

内需拡大策としては、農村市場の開拓や非国有部門の投資奨励、都市の住宅低価格化などが重点として挙げられている。確かに、都市の住宅需要は非常に大きいと、まだ高額でなかなか手が届かない点が難題である。国有企業のリストラで失業、レイオフが増えており、社会不安にならないか懸念される。